

5 - (2) 振動規制法に基づく特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準

1 特定建設作業

特 定 建 設 作 業 名
くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く）、くい抜機（油圧式くい抜機を除く） 又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く）を使用する作業
鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
舗装版破砕機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあたっては、1日における当該作業に係る二地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る）
ブレーカ（手持式のものを除く）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあたっては、1日における当該作業に係る二地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る）

（備考）当該作業がその作業を開始した日に終わるものは除く。

2 規制基準

規 制 項 目	基 準
基 準 値	75デシベル
作業禁止時間	第1号区域 午後7時～午前7時
	第2号区域 午後10時～午前6時
最大作業時間	第1号区域 10時間 / 日
	第2号区域 14時間 / 日
最 大 作 業 日 数	連続6日
作 業 禁 止 日	日曜日、休日

（注）振動の基準値は、作業の場所の敷地の境界線の値である。

（備考）

第1号区域	特定工場等に係る区域区分のうち、第1種区域及び第2種区域のうち原則として都市計画法に基づく工業地域を除く区域 上記工業地域のうち、次に掲げる施設の敷地の周囲80メートル以内の区域 ア 学校教育法第1条に規定する学校 イ 児童福祉法第7条第1項に規定する保育所 ウ 医療法第1条の5第1項に規定する病院又は同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの エ 図書館法第2条第1項に規定する図書館 オ 老人福祉法第5条の3に規定する特別養護老人ホーム
第2号区域	特定工場等に係る区域のうち、上記第1号区域以外の区域。